

秋田県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

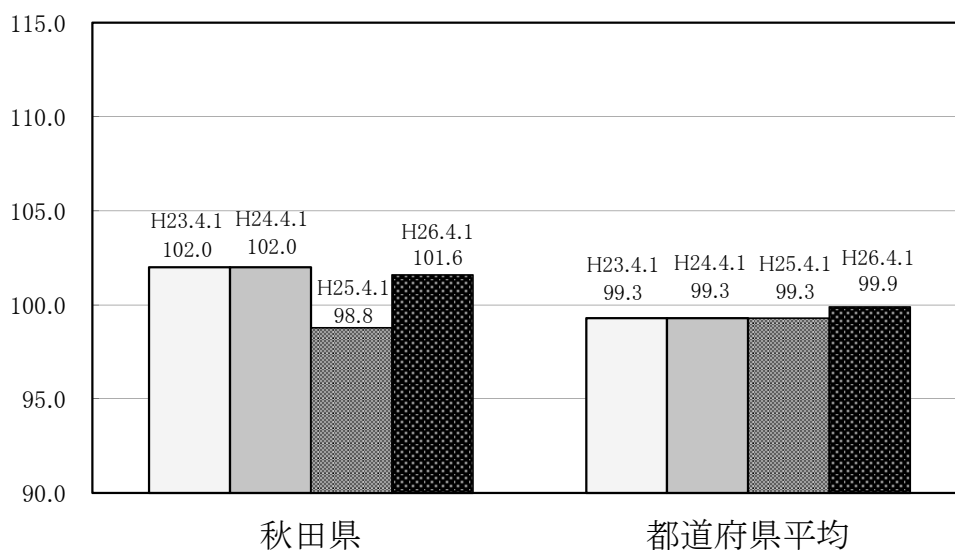
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 1,070,226	千円 634,073,559	千円 784,893	千円 141,241,787	% 22.3	% 23.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	(人) 15,002	(千円) 66,010,594	(千円) 11,112,220	(千円) 24,857,238	(千円) 101,980,052	(千円) 6,798	(千円) 6,875

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由等

ラスパイレス指数が100を超えているのは、平成18年度から実施した公務員給与の構造改革（給料水準の引き下げ）に伴い、国では昇給を抑制しながら給料の一部を地域手当に振り替えたが、地域手当の対象者が限られる本県ではこうした措置を講じていないこと、給与構造改革において実施した現給保障について、本県では対象者が一部残っていることなどによるものと考えている。
なお、現給保障については、現在段階的な減額を実施しているところであり、平成27年度末で終了する予定である。
給料水準については、人事委員会が民間の賃金水準との均衡などを考慮して必要な勧告を行っており、今後とも勧告を踏まえた適切な措置を講じていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
26年度	375,888 円	375,608 円	280 円 (0.07 %)	改定なし	改定なし	0.27 %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
26年度	3.96 月	3.80 月	0.16 月	0.15 月	3.95 月	4.10 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

未実施の理由

給与制度の改定は人事委員会の勧告等を踏まえた上で行っているが、平成26年度の勧告では、給与制度の総合的見直しの導入について、「本県における見直しの必要性を十分検証した上で他の都道府県の動向を注視しながら引き続き検討し、適切な時期に判断する」こととされており、今後の人事委員会の判断を踏まえて対応していくこととしている。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び本県の支給割合)

国は見直しを行っているが、本県は未実施。

③その他の見直し内容

国は上記の給料表及び地域手当の見直しに加え、単身赴任手当等の見直しを行っているが、本県は未実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
秋田県	43.2 歳	339,975 円	405,131 円	373,463 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
都道府県平均	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (B)	
秋田県	49.4 歳	297 人	331,511 円	375,131 円	354,426 円	—	—	—
うち自動車運転手	48.6 歳	102 人	324,783 円	376,193 円	349,844 円	自家用乗用自動車運転者	48.3 歳	1.56
うち用務員	49.8 歳	117 人	333,138 円	357,989 円	355,076 円	用務員	54.3 歳	1.80
うち守衛	50.4 歳	4 人	348,425 円	409,536 円	392,498 円	守衛	58.0 歳	2.54
国	50.1 歳	3,119	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—
都道府県平均	51.2 歳	282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
秋田県	—	—	—
うち自動車運転手	6,003,011 円	3,157,000 円	1.90
うち用務員	5,753,673 円	2,747,000 円	2.09
うち守衛	6,441,329 円	2,094,600 円	3.08

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
秋田県	44.6 歳	392,815 円	436,352 円
都道府県平均	44.8 歳	383,450 円	443,343 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
秋田県	48.2 歳	393,559 円	428,779 円
都道府県平均	43.5 歳	368,928 円	422,542 円

⑤警 察 職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
秋田県	39.3 歳	321,376 円	419,583 円	348,884 円
国	41.3 歳	316,666 円	—	367,707 円
都道府県平均	38.8 歳	321,974 円	463,360 円	366,254 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	—
	中 学 卒	—	—
高等学校 教 育 職	大 学 卒	192,800 円	—
	高 校 卒	—	—
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	192,800 円	—
	高 校 卒	—	—
警 察 職	大 学 卒	197,200 円	200,000 円
	高 校 卒	158,100 円	161,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,600 円	370,600 円	396,800 円	408,900 円
	高 校 卒	219,700 円	329,900 円	362,200 円	390,300 円
技能労務職	高 校 卒	—	290,500 円	320,700 円	348,300 円
	中 学 卒	—	244,000 円	283,300 円	329,900 円
高等学校 教 育 職	大 学 卒	306,400 円	405,200 円	423,900 円	435,200 円
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	304,800 円	398,100 円	415,500 円	427,800 円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	286,200 円	375,800 円	403,300 円	417,200 円
	高 校 卒	250,300 円	335,300 円	389,000 円	404,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

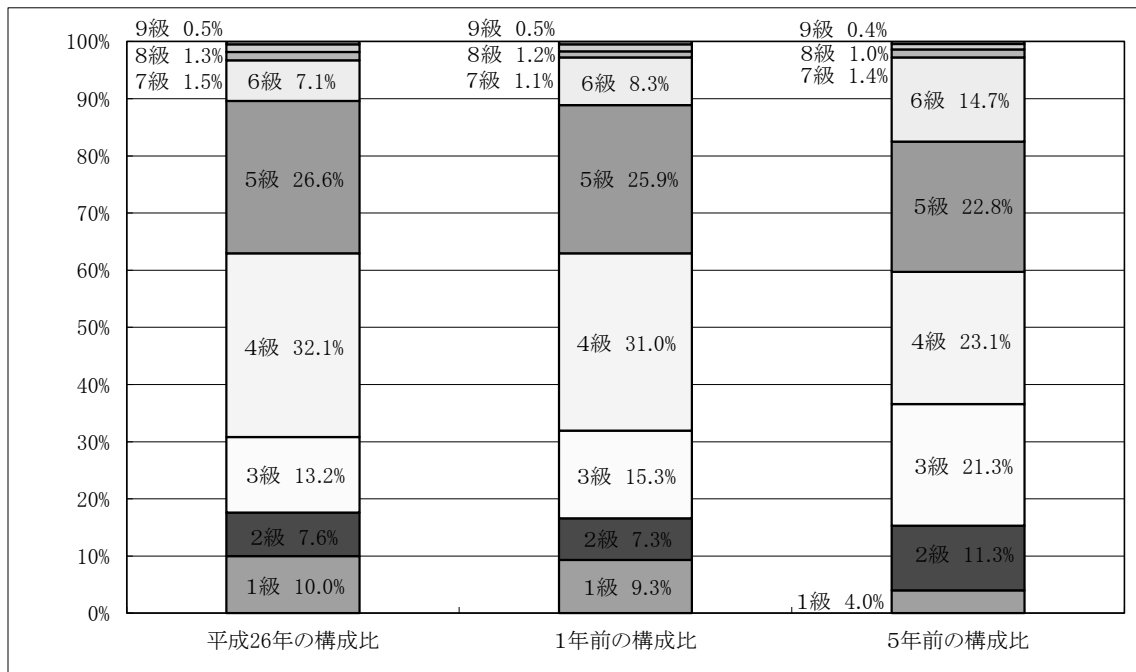
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	部長	20 人	0.5 %	464,600 円	537,700 円
8 級	次長	46 人	1.3 %	413,000 円	478,200 円
7 級	課長	56 人	1.5 %	366,200 円	456,200 円
6 級	課長・主幹	261 人	7.1 %	320,600 円	422,600 円
5 級	主幹・副主幹	973 人	26.6 %	289,200 円	400,600 円
4 級	副主幹・主査	1,175 人	32.1 %	261,900 円	388,300 円
3 級	主査・主任	483 人	13.2 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主事・技師	277 人	7.6 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事・技師	364 人	10.0 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 秋田県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 構成比の合計は、端数処理の関係で合計しても100%にならないことがある。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成16年度から人事評価制度を導入しており、昇給への反映は、次長級以上については平成18年度から、課長級以上については平成19年度から、人事評価(能力評価)結果に基づき昇給区分を決定した上で、昇給を実施している。
 なお、課長級未満の職員については、所属長からの勤務成績報告に基づき昇給を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

秋	田	県	国
1人当たり平均支給額(25年度)			—
1,682 千円			
(25年度支給割合)			(25年度支給割合)
期末手当		勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60 月分		1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分
(1.45) 月分		(0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)
役職加算5～20%、管理職加算15～25%			役職加算5～20%、管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成16年度から人事評価制度(業績評価・能力評価)を導入しており、本庁課長級以上の職員については人事評価結果に基づき成績率を決定し、その他の職員については懲戒処分を受けた者等を下位区分の成績率としている。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

秋	田	県	国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年	21.620 月分	27.025 月分	勤続20年 21.620 月分 27.025 月分
勤続25年	30.820 月分	36.570 月分	勤続25年 30.820 月分 36.570 月分
勤続35年	43.700 月分	52.440 月分	勤続35年 43.700 月分 52.440 月分
最高限度額	52.440 月分	52.440 月分	最高限度額 52.440 月分 52.440 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給	6,627 千円	24,955 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			43,942 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			708,735 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	27 人	18 %
大阪府大阪市	15 %	2 人	15 %
愛知県名古屋市	12 %	5 人	12 %
福岡県福岡市	10 %	3 人	10 %
宮城県仙台市	6 %	2 人	6 %
宮城県多賀城市	3 %	1 人	3 %
広島県安芸太田町	3 %	1 人	0 %
その他(医師)	15 %	21 人	15 %
平均支給率	9.39 %	—	9.36 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			101.6 (101.6)

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		789,371 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		138,778 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		37.9 %		
手当の種類(手当数)		28		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
県税業務手当	税務課及び総合県税事務所の職員	県税の賦課、徴収、滞納処分等	2,133 千円	1日850円～1,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所の職員等	社会福祉に関する指導監督等	4,536 千円	1日650円～1,000円 又は1月11,800円
精神保健業務手当	保健師等	精神保健に関する指導業務等	125 千円	1日280円
防疫等業務手当	保健所の職員等	感染症の病原体に汚染されたものの処理作業等	1,117 千円	1日290円～350円 又は1月12,500円
公害防止業務手当	保健所の職員等	ばい煙、汚水の調査等	307 千円	1日280円～320円
有害薬剤等取扱手当	研究機関の職員等	有害薬剤の取扱作業等	995 千円	1日290円
特殊現場作業手当	地域振興局建設部の職員等	高所における作業等	654 千円	1日220円～450円
病虫害防除手当	病虫害防除所の職員	植物防疫法の業務	2,778 千円	給料月額8%
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所の獣医師	家畜保健衛生所法の業務	3,675 千円	1月12,500円
種雄家畜取扱等作業手当	畜産試験場の職員等	自然交配、精液採取作業等	221 千円	1日230円
乗船作業手当	船員等	漁業取締業務等	245 千円	1日380円～550円
潜水手当	水産振興センターの職員等	潜水作業等	40 千円	1時間310円～1,500円
職業訓練手当	技術専門校の職業訓練指導員	職業訓練業務	17,581 千円	給料月額10%
用地交渉等手当	地域振興局建設部の職員等	用地交渉業務	356 千円	1日650円～1,000円
道路上作業手当	地域振興局建設部の職員等	交通が遮断されていない道路上で行う道路の維持修繕作業等	1,397 千円	1日300円
災害応急作業等手当	地域振興局建設部の職員等	豪雨時の応急作業等	6,351 千円	1日350円～840円
講師手当	教育職員以外の職員	講師業務	542 千円	1時間400円
学校職員手当	学校職員	異なる課程の授業等	258 千円	1時間700円等
多学年学級担任手当	教諭等	二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級の担任業務	2,393 千円	1日290円～350円
教育業務連絡指導手当	県立学校の教務主任等	教育に関する指導助言等	91,630 千円	1日200円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う緊急業務等	393,337 千円	1日1,800円～12,800円
警察職員手当	警察職員	犯罪捜査等	204,063 千円	1日560円等
航空手当	警察職員等	回転翼航空機の操縦等	10,231 千円	1時間1,900円～5,100円
農用機械機具操作手当	研究機関等の現業職員	農用機械機具の操作	931 千円	1日280円
廃鶏処理作業手当	畜産試験場の現業職員	50羽以上の鶏のと殺処分	7 千円	1回280円
公用自動車整備管理業務手当	地域振興局建設部の現業職員で道路運送車両法に規定する整備管理者である職員	道路運送車両法施行規則に規定する整備管理者業務	480 千円	1月5,000円
特殊自動車運転手当	地域振興局建設部の現業職員	特殊自動車の運転	147 千円	1日280円
除雪作業手当	地域振興局建設部の現業職員	大雪警報下での除雪作業	100 千円	1日290円

(注) 種類毎の支給実績には短時間勤務職員分が含まれていない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	2,029,863 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	462 千円
支給実績(24年度決算)	2,024,151 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	472 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、実際に時間外手当を支給された職員数であり、短時間勤務職員を含まない。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。(定額)	同		1,054,732 千円	604,777 円
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師として採用された職員に支給。(医師、歯科医師:月額410,900円以下、獣医師:月額30,000円以下)	異	国の制度では獣医師への支給はない。	70,855 千円	2,285,659 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。(月額:配偶者13,000円、その他の者1人当たり6,500円～11,000円)	同		1,866,221 千円	236,860 円
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給。(月額27,000円以下)	同		750,775 千円	323,610 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給。(月額:交通機関利用者55,000円以下、交通用具使用者38,100円以下)	異	本県の地理的事情を考慮して交通用具使用者に係る限度額が異なる。	1,654,309 千円	135,156 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することになった職員に支給。(月額23,000円、交通距離により加算あり)	同		139,574 千円	312,946 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。(月額:給料及び扶養手当の月額の合計額×25/100以下)	同		7,657 千円	294,508 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給。(1時間:勤務1時間当たりの給与額×135/100)	同		380,653 千円	299,963 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給。(1時間:勤務1時間当たりの給与額×25/100)	同		99,644 千円	142,349 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給。(勤務1回4,200円～7,200円)	同		388,838 千円	268,720 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当適用職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給。(勤務1回12,000円以下)	同		6,546 千円	187,029 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に在勤する職員に支給。(月額:7,360円～17,800円)	異	国では由利本荘市の一部、男鹿市及びにかほ市を支給地域から除外しているが、本県では全県を支給地域としている。	1,036,790 千円	70,573 円
定時制通信教育手当	定時制教育及び通信制教育に従事する教育職員に支給。(月額:給料月額×5/100以下)	-	国に制度無し	29,059 千円	269,067 円
産業教育手当	高等学校の農業、工業等産業教育に従事する教諭及び実習助手に支給。(月額:給料月額×5/100以下)	-	国に制度無し	71,860 千円	255,729 円
農林漁業普及指導手当	農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給。(月額:給料月額×8/100)	-	国に制度無し	45,785 千円	346,858 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給。(月額:8,000円以内)	-	国に制度無し	629,473 千円	76,550 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	知事	事	907,500 円	(	1,210,000 円)
	副知事	事	744,000 円	(	930,000 円)
報酬	議長	長	864,500 円	(	910,000 円)
	副議長	長	769,500 円	(	810,000 円)
	議員	員	741,000 円	(	780,000 円)
期末手当	知事	事	(25年度支給割合)		
	副知事	事	2.950 月分		
	議長	長	(25年度支給割合)		
	副議長	長	2.925 月分		
退職手当	知事	事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	事	1,210,000円×在職月数×0.7 930,000円×在職月数×0.45	40,656,000円 20,088,000円	任期毎 任期毎

(注) 1 給料、報酬及び退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

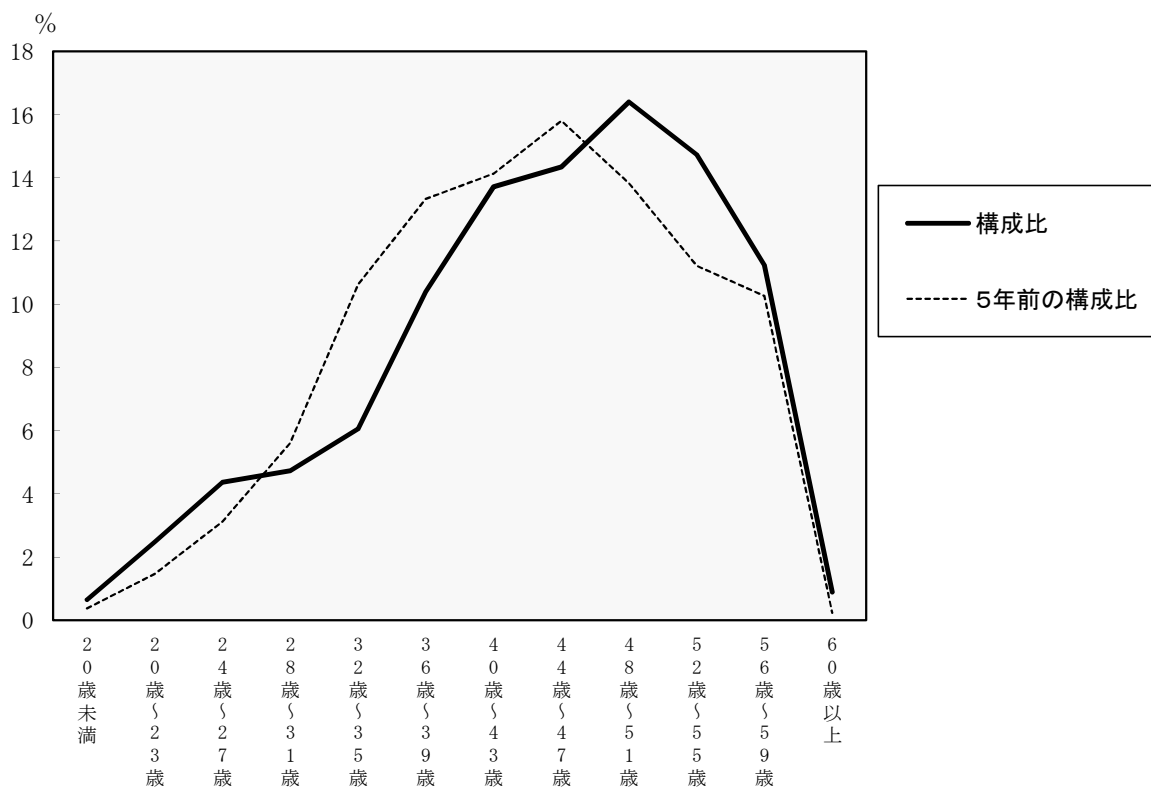
(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門		3,382	3,359	△ 23	事務の統廃合・縮小等
		計	3,382	3,359	△ 23	(参考:人口10万人当たり職員数 323人)
	教育部門		9,292	9,172	△ 120	児童生徒数減に伴う減少等
	警察部門		2,329	2,334	5	欠員の補充
	小 計		15,003	14,865	△ 138	(参考:人口10万人当たり職員数 1,428人)
公営企業会計等部門	病院		18	15	△ 3	県立病院機構への派遣職員の減少
	下水道		9	9	0	
	その他		102	106	4	業務増等
	小 計		129	130	1	
合 計			15,132 [16,440]	14,995 [16,289]	△ 137 [△151]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,441人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	98人	372人	655人	709人	908人	1,558人	2,057人	2,151人	2,459人	2,209人	1,685人	134人	14,995人

(3) 職員数の推移

(単位:人)

区 分 部 門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,815	3,638	3,524	3,474	3,382	3,359	△ 456 (△ 12.0)
教育	9,811	9,651	9,509	9,333	9,292	9,172	△ 639 (△ 6.5)
警察	2,329	2,313	2,309	2,300	2,329	2,334	5 (0.2)
消防							
普通会計計	15,955	15,602	15,342	15,107	15,003	14,865	△ 1,090 (△ 6.8)
公営企業等会計計	169	151	141	129	129	130	△ 39 (△ 23.1)
総合計	16,124	15,753	15,483	15,236	15,132	14,995	△ 1,129 (△ 7.0)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。